

在宅医療研修会等実施事業概要
＜在宅医等育成・確保検討事業＞

岐阜県医師会が地域医師会或いは地域医師会が適当であると認めた者が、在宅医療に係る研修の開催を実施する。

1. 事業期間

平成29年6月1日（木）～平成30年3月21日（水）

2. 事業実施者

- 1) 地域医師会長
- 2) 地域医師会長が推薦する団体又は個人
- 3) その他岐阜県医師会長が必要と認めるもの

3. 研修会の内容（在宅医療をテーマとした以下のいずれかを満たすもの）

- 1) 医療系・介護系職種に対するターミナルケア、看取りに関する研修
- 2) 多職種に対するチーム医療に関する研修
- 3) 市町村民に対する在宅医療普及に関する研修
- 4) その他岐阜県医師会が適当と認める研修

4. 実施方法について

- 1) 事業実施者は、在宅医療に係る研修の実施2週間前までに、研修実施計画書（様式1）を岐阜県医師会に提出する。
- 2) 岐阜県医師会は提出された研修実施計画書を常務理事会で協議し、事業実施について判断する。
- 3) 事業実施者は、研修参加者に対するアンケート（様式5）を実施し、参加者アンケート集計表（様式6）を提出する。
- 4) 事業実施者は、研修実施後1週間以内に、研修実施報告書（様式3）を岐阜県医師会に提出する。
- 5) 岐阜県医師会は、研修実施報告書等（様式3、6）の提出後、経費の支払をする。
- 6) 岐阜県医師会は、研修実施報告書（様式3、6）をまとめ、会員に配布する。
- 7) 実施事業者は、以下の一文を案内又は式次第等に掲載する。

「本事業は岐阜県次世代型の在宅医療体制サポート事業の補助金を受けて実施されます。」

5. 経費について

1) 対象経費

- ・研修実施に必要な賃金、謝金、旅費、消耗品費、会議費、会場費、通信運搬費等。
- ・報告書とともに領収書のコピーを添付する。

2) 基準額（目安） 上限30万円

6. 留意点

予算の上限に達した時点で本事業は終了する。

【お問い合わせ・報告書・アンケート集計の提出先】

〒500-8510

岐阜市藪田南3丁目5-11

一般社団法人 岐阜県医師会 事務局 担当 田宮・伊藤

電話：058-274-1111 FAX：058-271-1651

Email：aitoh-j@gifu.med.or.jp